

会 議 録

	令和4年度第2回和泉市景観計画策定委員会
開催日時	令和4年11月9日【水】10時00分から12時00分まで
開催場所	市役所3階 3A会議室
出席者	(委員 8名) 下村委員、井元委員、若本委員、綿谷委員、北條委員、阿部委員、岩井委員、田中委員 (事務局6名) 和泉市景観計画策定支援業者 1名 都市政策室長、都市政策担当課長、都市政策担当総括主幹、都市政策担当まちづくり推進G 2名
会議の議題	1. 議案 (1) 第1回委員会で提起されたご意見への対応について (第1章～第3章の変更点について) (2) 第4章 景観形成の方策について (3) 第5章 景観形成の推進体制について (4) 市民アンケート結果について 2. 報告 (1) 和泉市景観条例(案)について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・室長挨拶 ・議案審議 ・報告 ・その他 ・閉会
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項【会議の公開・非公開、傍聴人数等】	会議公開、傍聴者1名

審 議 内 容 【発言者、発言内容、審議経過、結論等】

【司会】

只今より令和4年度第2回和泉市景観計画策定委員会を開催いたします。

改めまして本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

誠に僭越ではございますが、私は本日、進行役を務めさせていただきます都市政策室の佐原でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本委員会は、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき公開し、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のためICレコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は委員総数9名中8名の委員にご出席を賜っており、過半数となっておりますことから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は「和泉市景観計画」の策定支援業者である、株式会社スペースビジョン研究所の皆さまにもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは委員会開催にあたり、都市政策室長の堀よりご挨拶を申し上げます。

【堀室長】

改めまして、皆様おはようございます。

都市政策室 室長の堀でございます。

令和4年度第2回和泉市景観計画委員会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。下村会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今年も11月となり、秋も深まってきており、木々の紅葉が目を楽しませてくれております。また、街中では、イルミネーションが行われるなど、色々な形での景観があることを日々感じているところでございます。

本日の委員会では、前回の委員会に引き続き、和泉市景観計画の素案、特に規制内容や推進体制について、ご意見をいただくものでございます。和泉市らしい景観の形成に向け、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただけますことをお願い致しまして、簡単ではご

ございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

【司会】

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行につきましては、下村会長にお願いしたいと存じますので、下村会長よろしくお願いたします。

【下村会長】

はい、皆さんおはようございます。忌憚のないご意見をいただきながらすすめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。案件が4件、報告が1件、その他1件です。次第に基づきながら進めてまいりたいと思っております。それでは、まず一つ目、案件1 第1回委員会でご提起された内容について、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の左海です。

それでは、案件(1)「第1回で提起されたご意見への対応について」ご説明します。

(資料2) 素案の目次をお願いたします。

まず、はじめに本市景観計画は第1章から第5章で構成されており、第1章から第3章については、第1回委員会で委員の皆様よりおおむね了承を得られました。

その際に課題となった2点について修正対応しておりますので、これより説明申し上げます。

まず1点目につきまして、参考資料の3ページをお願いたします。

本市の景観構造に基づき設定しました景観ゾーンなどについて、「ゾーンごとに基準を変えるべきではないか。」というご意見に関してです。

本計画は、本市における景観元年の取組みであり、計画のわかりやすさ、景観形成の土台作りを大きな目的としていることから、届出対象となる行為や規模は、市内同一基準としております。

しかしながら、各ゾーン、景観軸、景観形成拠点ごとにそれぞれ特色をもっていることから、本市が目標とします景観まちづくりを実現するために、各ゾーンの景観形成の方針に応じた「配慮項目」を新たに設けるものです。

第1回委員会にてお示ししました景観形成の方針の右隣りに「景観ガイドラインで掲載す

る配慮項目のイメージ」を追記しております。それぞれの方針を実現するために必要となる、事業者や行政、市民等が配慮すべき内容を示したものです。

一例をあげますと、一番上の平野部景観ゾーンの農地と一体となった集落景観エリアの景観形成方針では「集落と農地が一体となった農村景観の保全・形成します。」ですが、これを実現するために、「農地の広がり感を阻害しない配置・規模とし、樹木の植栽や緑化等により、農地と宅地のきわのしつらえに配慮する」と配慮を求めるものです。このように、各ゾーン、軸、拠点ごとの景観形成方針を実現させるために、ガイドラインにおいて配慮項目を明記することで、市内同一基準ではあるものの、各ゾーン等の特徴を生かした景観まちづくりをすすめるものです。

なお、景観形成方針でございますが、今回配慮項目を定めるにあたり、方針と齟齬が生じる部分が生じたので、専門家の意見をお聞きした上で、第1回委員会でお示ししました内容から一部修正を加えています。

続きまして、修正項目の2点目をご説明します。

素案28、29ページをお願いします。

28ページ中ほどにあります景観形成拠点の設定より「緑と憩いの景観形成拠点」に光明池周辺を追加しております。第1回委員会の時点では光明池周辺は対象外としておりましたが、7月末より実施しました市民アンケートの結果、「光明池周辺が良い」と回答される方が非常に多くおられました。また、第1回委員会で「アンケート結果を反映すべきではないか。」というご意見がありましたことを受け、今回追加したものです。アンケート結果につきましては、案件4で改めてご紹介いたします。

以上2点が、第1回目委員会でご指摘賜りました件についての修正対応です。

以上で、「案件1 第1回委員会で提起されたご意見への対応について」、説明を終わります。

【下村会長】

前回の委員会を受けまして、皆様からのご意見に基づいて修正されたということです。

何かご質問ご意見ございましたらお願いします。

これはガイドラインで示すイメージと書かれているのですが、今後地域の景観を作っていくための目標になるものでございます。従いまして、事業者や市民の方々が、こういう

景観を作りたいんだな、という風な方向性に基づいて、基準値を満たしながら頑張っていた。そういう方向性を示す非常に重要な地域のイメージだという風に理解しています。この内容を見ていただき、ここに地域イメージがしっかり出ているか、事業者やお住いの方が建物を建てたりするとき、こういう方向性なんだと分かっていただけないといけない。基準だけ守ったら良いのではなくて、さらにプラス α の方向性を示す。すなわち窓口業務の中で、事業者さんから基準を満たしていると言われたときに、この基準のイメージがここに書いてあるからもうちょっとこうしてください。といえるので、非常に大事だと思っています。そういうイメージをもちながら、窓口をやっていくということです。

皆さん、いかがでしょうか。このような形で追加するという事です。特によろしかったでしょうか。

非常によい修正対応だと思います。

それでは、案件2 第4章景観形成の方策について、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の左海です。

それでは、「案件2 第4章 景観形成の方策について」ご説明します。資料1をお願いします。第4章は「届出を要する行為」「景観形成基準」といった、より専門性の高い内容となっており、第1回委員会で副会長より「専門家の意見をきいた上で作成するほうが良いのでは」とのご意見がありました。

このことを受け、9月初旬に下村会長、若本委員、綿谷委員、北條委員の4名にお集まりいただき、内容について議論を重ねました結果、ご理解を得られましたことから、案として本日委員の皆様へお示しするものです。

数値の根拠につきましては、参考資料にお示ししておりますので、合わせてご覧ください。

また、本計画は「大阪府景観計画」をベースとしておりますが、和泉市独自の要素については、マーカーにて着色しておりますので、ご確認の程お願いいたします。

それでは、資料1の1ページをお願いします。第4章景観形成の方策、大規模行為の景観形成、①届出を要する行為についてです。

景観法第16条第1項により届出を要する行為は、第1号の建築物では、その対象規模を、

高さ 15m を超えるもの又は建築面積が 2,000 m²を超えるものと定めるものとします。

次に、第 2 号の工作物のうち、煙突・鉄柱等は高さが 15m を超えるもの、又は築造面積が 2,000 m²を超えるもの。垣・柵・塀・擁壁では、高さが 3m を超え、かつ延長が 50m を超えるもの。地上に設置する太陽光発電施設では、水平投影面積が 1,000 m²を超えるものと定めるものとします。

次に、第 3 号の開発行為では、開発区域の面積が 5,000 m²を超えるものと定めるものとします。

次に、第 4 号につきまして、こちらは景観法施行令第 4 条第 4 号にて選択項目となっております。本市では、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積行為を対象とするものです。届出対象規模は堆積の高さ 3m を超えるもの、又は行為地の面積 1,000 m²を超えるもの。かつ堆積期間は 90 日を超えるものと定めるものです。

次に、1 ページ右側の②大規模行為の景観形成基準をご覧ください。

本基準につきましては、本市独自の基準を中心にご説明します。

まず、共通事項として「景観エリア、景観軸、景観形成拠点における景観形成の方針に基づいた計画・設計を行い、地域全体としての景観の調和並びに周辺景観との調和に配慮すること」を定めるものです。

次に、眺望では、高さや形態・意匠・色彩が、後ほどご説明します各視点場からの眺望景観を阻害しないこと。

配置・規模では周辺と壁面線やスカイラインを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮した配置・規模とすること。と定めるものです。

また、地上に設置する太陽光発電施設は、樹木を伐採して設置しないこと。やむを得ず伐採する場合は、敷地内に在来種等を用いて緑化すること、と定めるものです。

最後に、物件の堆積行為については、整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。と定めるものです。

次に、2 ページ目の別表 1 をご覧ください。先ほど申し上げました建築物・工作物の「視点場からの眺望景観を阻害しないこと」に紐づくものです。予定されている建築物等が建築されることで、周囲にどのような影響を与えるのか。池上曾根遺跡、黒鳥山公園、黒石大橋からの眺望を阻害することのないよう、合成写真等の提出を求めるものです。

続きまして、別表 2 をご覧ください。建築物・工作物についてはベースカラー・サブカラーについてそれぞれ使用可能な範囲を定めるものです。アクセントカラーについては、全体の 20 分の 1 以下において、全ての色彩を使用可能とすることで、周辺のまちなみ景観に配慮いただくものの、色彩の自由度は高く、設計者等の創造性・デザイン性を確保しています。

続きまして、3 ページ「屋外広告物の景観形成」をお願いします。

大阪府屋外広告物条例に基づく許可・禁止等の制度は引き続き適用した上で、広告物の対象規模が「表示面積の合計が 50 m²を超えるもの」並びに発光可変表示式屋外広告物いわゆるデジタルサイネージにつきましては、表示面積が 7 m²を超えるものを景観の届出対象とするものです。

次に、②屋外広告物の景観誘導指針についてご説明します。

まず、色彩については、表示面の地色は、すべての色相について、明度 6 以上、彩度 4 以下とすること。屋上広告物の表示面積は、1 面あたり 30 m²以下とすること。と定めるものです。右側の屋外広告物の色彩誘導指針、使用を推奨する範囲をご覧ください。現在、大阪府屋外広告物条例には色彩に関する規定がなく、自由に色を使うことが可能です。本市は中低層の建物が多く、日常生活の背景は美しい「空」と「緑」の広がり特徴となっています。このことから、自然の背景を阻害するような大きな屋上広告物は本市にはなじまず、また広告物のベースとなります地色については、白を基調としたものがふさわしいと考えられることから、本基準を定めるものです。

なお、大阪府屋外広告物条例で適法となるものについて、景観計画で規制を行うことは二重規制排除の観点からも認められておりません。このことから、「景観誘導指針」として定めることで、強制力の伴わない緩やかな広告物規制を行っていくものです。

以上で「案件 2 景観形成の方策について」の説明を終わります。

【下村会長】

4 人で集まり、このような形でまとめていったものです。

中学の美術で習った記憶があるのですが、色というのは明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）濃いか薄いかという感じ。色相は色味です。赤や緑など。この 3 つで決まるものです。この表ではカッコで囲っているところ、これを使ってね。ということ。ただし、この中な

ら何を使ってもいいかと言われると、最終的にはこれらの組み合わせが本当は大事であって、そういう判断の一つが設定されるわけです。そしてその面積でベースカラー、それを補うようなサブカラー、少し強調したいときのアクセントカラー、これを面積率を変えて、サブカラーなら 1/3、アクセントカラーなら 1/20、このくらいで使ってください。それらバランスをデザインしていくという、外壁に使っていくという基準です。めちゃくちゃ派手なものはそうないですが、こういう基準でやっていくというのをみんなで吟味した次第です。

他市でアドバイザーをしている中でよく言う事は、「明度をあげて彩度をさげる」これ一言で終わるくらいのイメージです。明度をあげるとは表の上の方。彩度を下げるとは表の左側に寄せる。ということです。明るすぎても困ります。そのあたりのバランスが大切ですが、その基準を決めさせていただきたい、というのが今の説明でした。

経験のある 4 人で考えた内容であると同時に、近隣市の状況を配慮しながら決めたということですので、大きな問題はないと思います。何かご質問ご意見ありましたら、よろしくをお願いします。

【岩井委員】

景観計画を定めるにあたり、屋外広告物は欠かせないものと認識いただいているようです。景観計画の中で屋外広告物を規制しようとする場合は、屋外広告物条例を定めないとはいけません。二重規制を防ぐためにも、今回景観計画で誘導を図るとお考えいただいたと思います。大阪府屋外広告物条例や景観計画の中には明度や彩度といった考えは、ここまで詳細にはないので、このような考えがあるというのを今回勉強させていただきました。また、大阪府より少し厳しい誘導になるようで、じっくりと市のことを考えて定めておられると感じました。将来的には市におかれまして屋外広告物条例を定めていただき、誘導ではなく規制の方向に動けるようにもっていただければと思います。以上です。

【下村会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

景観計画の規制誘導というのは比較的緩やかな手法になっており、今回の屋外広告物につきましては、あくまで大阪府屋外広告物条例を超えるような厳しい規制ができないとい

うところで、今回誘導指針というような位置づけになっています。ひとまずこの緩やかな規制手法で運用して行く中で、それでも、やっぱりより厳しい規制が必要だなというふうに感じた際には、市独自の和泉市屋外広告物条例の制定というの、視野に入れて対応して行きたいと考えております。以上です。

【下村会長】

はい、ありがとうございます。両方の条例を作り、どちらも景観の審議会でやっていくというのも少し前から増えてきているのも事実です。景観を屋外広告物でよくしていくというの、良いとは言えず、どちらかという破壊につながる方が強いのが事実です。いきなり既存不適格がでてくるので、次に作る時にはそのあたりしっかり指導していただくという姿勢をとっていただく。急に全部だめなのでやり替えて。とはいきません。順次、事業者の意識の向上も含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。看板が大きいとよく目立って儲かるというのは聞いたことがありません。景観に配慮してオーナーさんにも分かっていただくような、意識の醸成というの必要になってくると思っております。

総合的に考える必要があると考えます。皆さんのお知恵を借りながら屋外広告物にも検討してまいりたいと思っております。

他にご意見はありませんか。

【若本委員】

サブカラーの定義についてです。外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色。トーンが近いというのは、明度と彩度が近いということ言ってるんだと思っております。そういう意味だと、この表は定義にあっていないと思っております。トーンの近いというのは削除した方が良く思っております。トーン調和という、いろんな色相がある中で、明度や彩度は近いものを言います。もう一つ考え方があり、色相があって、明度や彩度が少しずつ違って、全体として赤い街だな、白い街だなみたいなのが生じる状態だと思っております。そうすると、この表のサブカラーは、明度と彩度を広げる方向になっているので、必ずしもトーンが近いということにはならないと思っております。

【下村会長】

誤解を生じないためには削除が良いと思っております。修正の方向でよろしいでしょうか。

【事務局】

赤系統であれば同じ赤です。という意味でトーンと書かせていただいていたのですが、ベースカラーとサブカラーでは、同じ系統でも、赤と離れた色系統もあると思いますので、誤解を与える可能性がありますので、削除する方向でいきたいと思います。

【下村会長】

それでは、委員会の意見として、今のご意見には修正を求めるという方向とさせていただきます。

【北條委員】

別表 2 の視点場について、①～③について他にもあると思うので、今後追加していくところを方針として、きっちり盛り込んだらよいと思います。

【下村会長】

本編にも別表は載りますか。

【事務局】

別表は載ります。

【下村会長】

今の視点場は3つですが、どういう風に書きますか。外枠に「視点場が増える予定です」ということを載せたらどうでしょうか。

【事務局】

視点場については、今後景観資源の登録制度を考えているので、市民から多く意見が寄せられたところは、積極的に視点場に位置付けていきたいと考えています。ここについては、一筆文言追記という形で修正対応させていただければと考えます。以上です。

【下村会長】

項目として、④を足すのではなく、外枠に文言を追加するとして、どのような文言を追加しましょうか。ここで今決めておくと、委員長預かりという形をとらなくて済みます。先ほどのトーンの削除もそうですが、委員会で決めておくとよいと考えます。

【事務局】

視点場は3点として計画には書くが、欄外にどのような形で書くかですが、第1回から話しているが、本計画は発展型で景観元年としての取組みで、今後発展させていきたいと考えています。景観資源の登録制度も検討しているのので、その中で視点場という話が出て

くれば、今後の議論の中で、発展的に追加するという位置づけとさせていただきたいので、いつ追加するというのは現時点では難しいと考えています。そのような表現をとらせていただければと考えます。

【下村会長】

和泉市では初めての景観計画となるわけですので、どこまで書いておくか。景観重要樹木や景観重要公共施設など今後検討課題となってくるが、それらすべてを検討します。と書くのか、それとも今後追加事項が生じた際に会議で決定するのか、事務局にも決めてもらう必要がありますが、そのような追加事項や見直しを盛り込んだ形で、視点場を考えた方が良いのではないかと、というご意見です。実際に、視点場や重要樹木・公共施設が出てきたときに追加するので今は計画に記載しないのか、そういうところを視点場についてどうしましょうか、ということです。非常に重要なところだと思います。今はこのままというのもありですし、いかがでしょうか。

【北條委員】

意見の意図としては、④⑤を今追加というのではなく①～③でいいと思っています。今後、固定化していかないかなと懸念しています。視点場については、和泉市民 18 万人の目があって、またそれも変化していくものですので、流動的であるという文言を一文いれていただくと、発掘が促されていくのではないかな、という意図です。今増やしましょうという意見ではないです。

【下村会長】

他に書いておいたほうが良いものはないですか。

【若本委員】

P17 を見ると、視点場はもっと多いように思います。一度整理されたほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】

視点場の 3 つは各ゾーンから一つ選定している。地域を代表する資源として設定したものの。今後、追加する際には景観審議会にお諮りして決めていきたいと考えます。

【若本委員】

追加するという話ではなく、「眺望」としての視点場と「届出」としての視点場を分けた

方が良いのではないか、という意見です。おそらくこんなにたくさんは他市でも指定していないです。ただ、視点場以外にも重要なので整理されたらという話です。視点場は3つくらいで良いと思います。

あまり増やすと事業者も大変だと思います。協力を促すのも大切なので、和泉市として「この視点場」は気にしています。ということをしっかりやっていただければ。

【下村会長】

アセスなどであれば重要な視点場を入れておかないといけませんが、景観では、見え方は「配慮してください。」そのうち代表的なのは3つですよ。ということです。これがないところは、配慮しなくても良いというわけではないです、というのが委員の皆様のご意見だと思います。結論としては視点場については外枠にさらに増える可能性があるということを書いておきましょうか。

【阿部委員】

それでよいのではないのでしょうか。光明池も追加していると思いますので。

色彩についても地域に応じて追加してもよいのではないのでしょうか。風致地区の考え方もあると思いますし。

【下村会長】

地域については「周辺に合わせてください」というのが包括されていると思います。また、風致地区については都市計画では「色」の規定はないです。自然度を高める、風致を守るというのを大原則で行っていただく地域です。和泉市は風致地区は第5種までであるのでしょうか。

そういった配慮をしながら、他法令との合わせ技になってくるかと思います。地域別のイメージをもって、後は用途をもってして、一低専と一中高とではやはり異なりますし、他法令と絡ませながら、景観をやっていくということになると思います。今のご意見は本文中に書ききるの難しいかなとも思います。

【事務局】

市民の意見を多く反映した計画としたいので、今後追加していきたいと思います。素案のP57に進行管理と計画の見直しという項目に、今後、景観計画の内容を拡充していくことを検討すると、3つあげています。ここに視点場の追加をしてはどうかと考えます。

【下村会長】

ここで良いですね。みなさんよろしいでしょうか。他ご意見いかがでしょうか？

【事務局】

P17 の眺望（視点場）が先ほどの視点場とリンクしない部分があり、表現的にどうかというお話ですが、分かりづらいと思います。景観資源を広く市民に周知したいので、視点場ではなく「景観スポット」「眺望点」という形に変えて、視点場との整理をしたいと考えます。

【若本委員】

大阪府ではビュースポットという表現を使っているのですが、それがより一般的かもしれません。

【下村会長】

それでは、P17 の凡例にある眺望（視点場）を大阪府にならえ、ビュースポットでよろしいでしょうか？

【事務局】

最近カタカナ文字による PR も多くなってきましたので。大阪府と同じにしている方が、違いを問われた際に説明しやすく、より分かりやすい表現だと思います。

【下村会長】

それでは、ビュースポットに変えるということですね。すめさせていただきます。一つずつクリアできているので一安心しています。

それでは、他ご意見がないようですので、基準については以上となります。

次に案件 3 景観形成の方策について事務局から説明願います。

【事務局】

事務局の左海です。

それでは、「案件（3）第 5 章 景観形成の推進体制について」ご説明します。

資料 1 の 4 ページ「景観形成の推進体制」をお願いします。

まず、景観まちづくり活動の促進としまして、市民等や事業者の景観意識の段階に応じた支援を行ってまいります。市民や事業者の景観意識がステップ 1 の段階では、まちあるきや美化活動への参加など手軽に景観に触れる段階です。景観意識が向上し、ステップ 2

の段階では、景観について考え、景観まちづくり活動へ参加する段階です。さらに景観意識が向上し、ステップ 3 の段階では、地区の景観ルール作りなど、自らが主体となって景観活動を行う段階です。これらの 3 つのステップに応じて、活動団体、教育機関・専門家・そして行政は支援を行ってまいります。

和泉市における支援策としましては、景観意識の啓発、景観形成の担い手の育成、景観資源の保全・活用の促進・地域の景観ルールづくりや活動団体の活動の支援、良好な景観の形成に寄与する建築物等や景観まちづくり活動の表彰などを行ってまいります。

続きまして、規制・誘導の体制についてご説明します。

大規模行為及び屋外広告物の届出に先立ち、事前協議の場を設け、専門家からの助言や指導等を仰ぎながら、効果的に景観誘導を図っていくための仕組みを設けます。行為の流れは図をご覧ください。事前協議書の提出があった際には、予定建築物等が建築されることでどのような景観の影響が出るかについて、シミュレーション図面等を用い、かつ景観アドバイザーによる助言を得ながら、市が判断を行います。事前協議が完了した後は、届出を行い、基準・誘導指針に適合するかどうか審査を行います。適合となった場合は行為への着手に至りますが、不適合となった場合につきましては、助言・指導・勧告・変更命令と段階を経て対応してまいります。このうち、景観に大きな影響を及ぼす恐れがある行為については、和泉市景観審議会を招集し、委員の皆様へ意見照会を行い判断するものです。

以上で、「案件 3 景観形成の推進体制について」説明を終わります。

【下村会長】

ありがとうございました。ステップごとに表を用いた説明となっておりますので、非常に分かりやすくなっていると思います。何か、中身・流れ・内容について皆様からご意見賜りたいと思います。

【田中委員】

友達とかに景観について話をしてみると、知らないという回答がほとんどでした。コロナで活動が自粛されているので、活動といっても何をしたらいいか分からない。というのがあるみたいなので、まちあるきや美化活動を取り入れていってもらったらと思います。主体となってやるというのがやはり難しい。そういうところを考えていただければと思い

ます。

【下村会長】

きっかけ作りというと、市民の方々から手を挙げて、行政に対して「こんな街を私たちはつくりたい」というのを提案することができます。しかし、やはり最初の段階が難しいので、いわゆる啓発活動をやっている中で、まずは知ってもらるところから始めて、だんだんと動き出す活動をし、そして育成する段階、輪を広げていく段階、こういうことは景観づくりだけでなく、いろんなところで必要だと思います。景観ということ自体、あまり馴染みがないところから始まる訳でして、温度差というと失礼かもしれないが、「景観」というと人によっては馴染みがない人もいます。そんなところから始まるわけで、まずは啓発活動というところで、市役所の予算や人出など影響が出ます。啓発活動の中で、まちあるきをしたり景観勉強会をしたり、リーダー養成講座をしたり、いろんな提案があるのですが、どこまで書ききれるか、ということになります。もし必要だということになれば、計画にすぐ書くのは難しいけれど、この委員会で事務局に「こういうところまでお願いしたい」という事は言えると思います。今の質問に対して事務局いかがでしょうか

【事務局】

まず、まちあるきについてですが、景観資源がたくさんありますので、それらをめぐるまちあるきも面白いと思いますし、また他部署になりますが、「健康づくりポイント」と言いまして、歩けば歩くほどポイントがたまる制度がありまして、ポイントが貯まれば、その検診費用が安くなるとかいうそういう取組みも行ってますので、景観資源を巡るウォーキングとその健康づくりというのもコラボさせていくのも一つ面白いと思います。また、美化活動につきまして、町会が行っている以外にも、個人やグループ単位で、清掃の登録をしていただきまして、あくまで個人で、公園や道路、河川といったところの公共施設を清掃いただくにあたり、市がゴミ袋を提供したり、ゴミ回収を行ったりという協力も行っていきますので、そういったところも、景観をよくするっていうところで大切な取組みだと思っていますので、こういった他部署の取組みを景観分野からも支えると言いますか、どんどん啓発をしていくっていうのも、まず手軽にできる第一歩かなと思ってます。

【下村会長】

他部署の取組みが素案に書いているという理解でよろしいでしょうか？ 庁内連携による

市民の方々への景観啓発活動の推進とか、そういうこうが書いてあったら、OK だと思います。

【事務局】

行政の役割というところですね。P53 に庁内関係部署をはじめ、国、県、周辺市町等の関係行政機関と連携を図り、協力して良好な景観づくりに取組みます。というところが該当するかと思います。

【下村会長】

計画ですので、今後どのような事業を取り組んでいただくかを決めていくものです。

アクションプランというのですが、書いていないことはなかなかできないですので、これは書いていますので、要望があれば積極的にやっていくということです。まず、ここに書かれていないことは出来ませんので、これは大丈夫だと思います。

花や緑化活動は景観活動の一つでもありますので、いろんな部署でやられていると思いますが、観光部署でやられている資源やまちあるきもいっぱいあって、景観もそれらに絡めることは可能だと思いますので、それらは今後徐々にやられていけばという、そういうことがここに書かれていますよというのが事務局の説明でした。これについては、特に追記事項はないということでしょうか。

一つずつ確認をさせていただきながら、進めておりますのでよろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

資料 1 の一番下「良好な景観形成」に「和泉市景観賞の創設」とありますが、これは記載しても大丈夫でしょうか？

【事務局】

景観賞につきましては、他委員さんからも「やったらいいよ」というご意見をいただいていたので、積極的に創設したいと考えています。

【下村会長】

わかりました。大阪府では大阪建築景観賞、大阪まちなみ賞をやっています。

【岩井委員】

今年で 41 回です。

【下村会長】

41回やっていて、私も選ばせてもらっていて、先日全て回ってきたところです。堺市では景観賞をやっていて、これまでは2年に1回だったのですが、これからは3年ごとに行うということになりました。建物やサイン、まちなみ活動とか分けていたのですが、今年からは分けずにやりますってということになります。先日、1回目が終わったところですので、まだ最終ではないのですが。

また、某大阪府内の市では20年も前に景観賞やめました。和泉市では毎年やりますとは書いていません。豊中市では、専門家が選んで市民が投票するという形だったかと思えます。以前はその形でしたが、今は分かりません。だいたいどの市も間隔をおいてやっています。

【阿部委員】

和泉市のお隣になります岸和田市では、もう6回、都市景観賞をやっているようです。第〇回都市景観賞ということで、一般公募で市民全体に啓発をしているということです。以前、予算がないので紙（賞状）だけになると言われていましたが、和泉市にはたくさんの企業があるので、副賞として人工真珠とか、いろんな景品をその企業に提供してもらったりとか、そうすると自分（企業）の宣伝にもなりますし。お金もかけずにやれるし、そういうのがあれば派手にもなると思えます。

【下村会長】

協賛を入れるなど、工夫をして推進していただきたいという趣旨です。

あとは、大賞をどうするかですね。新築物件など、出来てから5年以内の物件だけ集めてくる。これはよくやられている手法ですが、これ以外にも歴史的な建築物。これは出来てから5年以内というわけにはいかないの、どういう基準でやっていくのか、後は毎年なのか隔年なのか5年に一度なのか、和泉市の建築物の建っていく状況を踏まえて、やっていくやり方は岸和田市や、近隣市中核市なんかはやっているところも多いと思うので、参考にしてぜひやっていただければと思います。

【若本委員】

市民、事業者という枠の中に「公的機関」は入るという認識で良いですか。例えば、和泉市自身も。公共の整備が一番景観に与える影響が大きいので、そこを取組んでいただくと、自然とまちが良くなると思います。

5-2にも書かれていますが、どのあたりをどのように位置付けるのか？事業者の後に（）で公共団体も含むと入れるとかですね。庁内で反発があるかとは思いますが、どこの市でも「自分たちのデザイン力を上げよう」と四苦八苦されているようですので、和泉市でもやろうよと少しずつ位置づけをし、勉強会などしていただけるといいなと思います。

【事務局】

事業者につきましては、P53の行政の役割として、道路、河川、公園等の公共空間の整備について、建築物について触れているわけではないのですが、地域の景観デザインの先導的役割となることを考慮し、というところで読んでいただければと思います。ただ、P53には建築物といったような書きぶりはしておりませんので、公共空間の整備としています。

【若本委員】

それでよいと思います。

【下村会長】

建造物のみならず都市公園も含めた公共空間の整備と書かれていますので、それで良いと思います。

大阪府では公共空間の基準を定めていますが、和泉市でも計画作成後には、庁内の関係課周知と公共施設の事前相談を行うよう、公共施設の協議体制についてしっかりと位置付けておかないと、何のことも、となってはいけない。まずは、市役所の姿勢を正す。そして、委員会の皆様のご協力を仰ぐということになると思います。

景観は法律ができ、基準ができてやっていますが、まだまだお願い事なので、これまで建物を建てて、景観でダメという判断をし、取りやめになった事例というのは過去に全国でも1件しか知りません。強制力がないというのが景観行政です。お願い事として事業者と真摯に向き合って、計画に書いているからしっかりと事業やってねと伝え、きちんとやってくれる業者がある一方で、オーナーの意向だということで、斜めに見られる場合もあります。今後は意識の啓発をですね、市民・事業者みんなでやっていく体制を作りながら、建築物等については指導等行っていくという形になると思います。いきなりは変わらないので、意識の啓発を含めて、徐々に地域の特色を生かした良い街になる、その第一歩がようやく始まるというイメージです。

【北條委員】

第5章の記述に対して質問です。5-1 についての取組みから支援策について活動団体についてですが、まちあるきや体験イベントの開催について、具体的に名称をあげられるようなものはありますか。より具体的にやっていくためには、連携を図っていくことができるのとよりイベントが充実したり、具体的に進むと思います。固有の活動団体があるのかそれとも概念的に書かれているのか教えていただきたいです。

【事務局】

活動団体については、素案 P15 に「市民等による景観まちづくり活動」という記載があり、いくつか団体名を記載させていただいております。景観分野から何かアクションをお願いしているというところではないですが、今後協力を要請していきたいと考えています。

和泉の国の森づくりや和泉農業担い手塾、大阪府マイツリー事業とか、活動団体はいくつかありますので、そういったところを想定しています。

【北條委員】

分かりました。

【下村会長】

他に何かご意見はありませんか。

【北條委員】

意見ではなく感想ですが、私自身、まちづくりイベントといいますか、公益社団法人大阪府建築士会で役をやる機会が多いので、イベントを泉州地域でよく作ります。

例えば、泉大津市でしたら、内町筋、いわゆる浜街道って言われるエリアであったり、紀州街道沿いであるとか。あと貝塚市でしたら貝塚駅の西側に寺内町っていうのがあります。泉佐野市ならさの町（場）というのがあったりします。熊取町なら煉瓦館とか中家（住宅）とかがあります。マスコットとかもあってイベントが作りやすいです。

和泉市で景観・まちづくり・まちなみをテーマにしたイベントを考えた時にいつも困ってしまいます。どこをテーマにしようかと。結局、和泉市でのまちあるきは敬遠してしまうといった状態です。本当は和泉市だと小栗街道でやりたいのです。しかし、点在しすぎていて、まちあるきイベントとしてはやりにくい。小栗街道を1時間から1時間半くらいかけて歩くプランとか作れないでしょうか。あると活動団体としてはやりやすいです。

景観というと、30年くらいかけて作っていくもので、小栗街道沿いに住まれている方が、小栗街道が歴史的に由緒正しいとか由来があって、景観が貴重であったという認識がないようです。小栗街道沿いの知人等に話を聞いても全く気にしていないような感覚です。泉大津市の浜街道だと、私自身が泉大津市文化財保護委員をしている関係で、地元の人に聞きとりしますと、すごく景観意識が高いのです。ルールはないが、格子をつけるとかさッシを交換するにしても、きちんと色を選ぶとか。皆さん自分の家を手入れする際に意識が高いのです。和泉市の小栗街道沿いではそういうのは感じられません。

まちあるきイベントをすると「注目されている」となり、10年、20年、30年と続いていくと意識が高まっていき、景観が復活していくと思います。30年くらいかけて。注目して人を集めていかないと人が育っていかないと。和泉市では、小栗街道ではこれから時間をかけて未来に向かって具体的な策を作っていくといけないと思っています。活動団体としてはイベントをやりたいがどうしたものかと以前から悩んでいます。和泉市として、いくつかマップで見どころを用意していただき、60分コースとかあれば面白いと思います。以上です。

【下村会長】

活動団体のお話がありましたが、観光分野と文化財、地元の自治会や興味のある方など、いろんな啓発活動のやり方があるので、景観担当課のみならず、他部署や地元を動かして行っていただくというのを希望されています。景観分野で全てやるのではなく、観光・地元など何か、今後になるかとは思いますが、どこから攻めていくのか、やれるところからやればよいと思います。どこにスポットを当ててやっていくか、どこからやるかは検討しながら、内部調整しながら、予算要求しながら進めて行ってほしいと思います。

【事務局】

小栗街道のまちあるきポイントについては、今後の研究課題とさせていただきたいです。私もこの小栗街道を歴史街道まちなみ軸と位置付けるにあたり、何ができるかと考えた際に、素案のP22に掲載していますが、文化を感じる景観というところで、景観というのは目に見えるものだけが全てではないよ。ということなのですが、小栗街道というのは名前を知っている方はいるけれども、その名前の由来とか歴史を知らない方っていうのが和泉市民の中でもかなりたくさんおられまして、今回、小栗街道と名付けられた由来をこ

ここに載せています。この物語、伝説伝承とかを知った上で今一度、小栗街道に立っていただくと当時の情景が目に浮かぶと言いますか、今後、小栗街道の良さを再認識していただきまして、後世に伝えていくというところで、今回この物語を載せさせていただいております。あとすこし小さな取組みになるかもしれないのですが、この小栗街道沿いにはここに載せています、小栗判官の物語に出てきます、ヒロインの照手姫が名前の由来となっていますハナモモという樹木をこの通り一面に配布しまして、今現在この通りのいたるところで、鉢植えでハナモモが咲き誇るとい、こういう、小さな取組みですが、歴史街道を支えるようなこともやっていますので、今後もできることから、この小栗街道というのを歴史街道として盛り上げていきたいというふうに考えています。以上です。

【下村会長】

ありがとうございます。

【若本委員】

和泉市で他の部署ですが、緑のネットワークだとか、歩行者ネットワークとか、自転車で回れますとかっていうようなことが作られてないのでしょうか。あと商工会議所などがよく観光マップとか作られていますけど、イチから作るとしんどいので、既にそういう地域資源を抑えている方々の情報を使って、その上に景観上の情報を持っていくとかですね、そういうところからされたらいいんじゃないのかなと思います。あるものはどんどん活用するというのいいかなと思います。そうすると、小栗街道も歩くし、ほかの楽しいところも歩ける。イベントがやりやすくなると思います。

最後どこかでお金をおとすような設定をすとかですね。ぜひされるといいなと思います。

【事務局】

はい。

【下村会長】

100 選選ぶとかですね。毎年やるのではなく何かの記念の際にやるとかですね。例えば5年とかですね。99 選選んで、一番大事なところは一つ置いといてって、99 選選ぶか100 選選ぶかですね。そういうふうなことを啓発活動でやるとか。今は流行らないですが冊

子作ったりですね。今はオンラインの時代ですので。何か、今やられてる内容を蓄積していくような、記録として残るようなことの積み重ねで、何年か後にはそれを踏襲して一つの取りまとめをすとか。またそういう目標をもってデータ蓄積をやっていかれたら、一年目は第一回はこれ。テーマを決めて来年はこれって。同じ系統でやると予算要求できますので。単発でやるのじゃなくて、ずっと継続的にやっていくってことです。初年度はこれ。次年度はこれと。継続的に使いながら、予算が切られないように工夫しながら、ずっとこういう啓発活動は続けていっていただけたらな。と思います。

【阿部委員】

お金かけないで啓発、たくさんあると思うんですけど、それを補填するためには、例えば、広報いずみってというのは毎月出されているわけなんですけれども、この表紙にそういうようなものを載せていただいて。ただ、説明がなかったらわかりませんので、その裏表紙かなんかに表紙の分はこういう場所ですとか、こういう由来ですとか。今の小栗街道でもいいと思うんですけど、そういうのを載せていけばだんだんとね。割と年配者は必ず見えます。それから、子育てされてる方も、広報いずみに関しては結構みんな見ておられると思うんですが、そういった費用をかけないで宣伝していただくっていうか、そういうことも考えられてはいかがかなと思います。

【下村会長】

まちの見どころスポットをコラム的にもうけていただく時に、観光だけでなく、どこかで景観について書いていただくことも大事ですし、費用をかけずに多くの情報を提供できるっていうのは手法の一つだと思います。どこかに景観担当って書いていただきたいと思います。やはり観光スポットを知っていただき、歴史を知っていただく、これは大事なことです。また景観に対しての意識付けも必要になってきますので、ぜひ色んな催し物の際にパネル一枚でもいいので作っておいていただいて、景観でこんなことやってますよ。景観計画作りましたよ。っていうのをちょっと横に立て掛けていただいて、景観始まったよ。という意識づけをホームページのみならず、色んなところで周知いただいて、「景観って何？」から始まっていただき、スポットを周知する広報も大切ですが、その一方で景観という側面もぜひ広めていただきたいと思います。非常に良いアドバイスだと思います。ただ、紙面をさいていただけるかどうかだと思います。表紙にまちなみのコラージュを薄く

入れたりもあると思いますので、季節性で年に四回くらいコラムもらえるような紙面とれるか、またその情報は市がすべて作るのか、市民イベントでコンテストやまちあるきの報告をかねて紹介するなど、広報を活用した紙面周知に努めていただきたいと思います。

【岩井委員】

少し宣伝にもなってしまうんですけども、商工会議所とか既存の資料を活用してまちあるきを行ったらという話ですが、先ほど視点場をビュースポットという表現に変えるっというお話の際に、最近、大阪府でもビュースポットという単語を使っているという話になりましたが、今大阪府では「ビュースポットおおさか」という取組みをしております、今年第3回目の公募をして、26か所が選ばれ、タイムリーに今日公表予定となっております。この26か所の中に、和泉市ではリサイクル環境公園が選ばれています。市で選んだものではなく、大阪府の景観審議会で選んだものですが、リサイクル環境公園も入っていますので、そちらも活用いただきながら、他の団体や大阪府が選んだ場所や視点場なども取り入れていただければと思います。

また、今月の23日から来年の2月17日まで景観フォトラリーというものをやっております、ビュースポット大阪の80箇所を巡っていただきましたら、市さんからご提供いただきました景品とかあたる事業をしておりますので、またご興味があれば、ホームページとかご覧頂ければと思います。以上です。

【下村会長】

情報ありがとうございます。タイムリーなお話です。色んなところで協賛とたくさん書いてといていただくのも一つだと思います。できれば市民、事業者、周辺の方々含めて周知していただく。一番大事なのは庁内の他部署に周知いただくことです。これから始めるわけではないですが、市民の方々と同時に、庁内でも事前に相談にくるように周知いただけますようお願いしたいと思います。

皆さんの方でも、ちょっと大きな物件、公共施設が出てきそうだとした際に、「景観やってるからね」と。実施図面だと遅いので、基本設計図面あげるくらいの段階で事前相談にきてもらう。そのくらいのプロセスでまちづくりに取り組んでいただく。あとは、今言われた情報を景観部局でホームページを作ってるのでしたら、リンク貼るなど、人出がかりますがやっていただければと思います

【事務局】

このビュースポットおおさかに和泉リサイクル環境公園が選ばれたということは、事前に大阪府の方から情報提供頂いてましたので、和泉市の12月号広報に掲載となっています。

また、市の景観のHPでも、リンク貼って啓発を行っていく段取りを今していますので、近いうちに公表されるというところです。

【下村会長】

ありがとうございます。

大阪府では景観サポーター制度というのをやっていたよね。

当時は1,000人くらいいましたが、なかなか動きがよくなって、今どうなっていますかね？

【岩井委員】

今はサポーターの高齢化率が上がり、人数が減っていますが制度は残っています。

【下村会長】

このように応援部隊を設けるという事ですね。大阪府では早くから取組んできました。

取組みについては、皆さん色々とアイデアいただけたと思います。皆さんが思っている内容がここに大きく書いてあるかどうか、ご確認いただきたいと思います。細かい内容は今後、実際に進めていく時のアクションプランで、順番に優劣つけながらあがっていくことになるかと思います。ですので、事務局はやれる他部局の関連事業、それと書いてあることを細分化したアクション。これを全部ぶら下げてどれから順番にやっていくかっていうのは、内部資料で作っていただいて、もう来年だと遅いので、その次の予算要求の際に、どれを目指していくかを順番に持って行って、あとは補助金とれるもの、単費でやらないといけないものなど、そういうふうな事業推進のあり方は公開する必要はないと思うのですが、実際に持っていただきながら、進めていただければと思います。

あと、私の方から一つよろしいでしょうか。

資料1のP4の5-2の図ですが、大きめに事前協議って書いてあるところです。ここでアスタリスクで「景観ガイドライン、チェックシート、シミュレーション図面」とありますが、このイメージはどのようなものでしょうか？

【事務局】

こちらは視点場からの合成写真というふうに考えています。

【下村会長】

景観シミュレーションのCGを使ったりというのではなく、図面というか図書ということですね。

【事務局】

はい

【下村会長】

図面でよいかとも思います。シミュレーションは全部求めると大変なので、パーツで代替えられる場合もあるかと思いますが、「等」と書かれているのでしょうか。

【事務局】

はい。図面等です。

【下村会長】

それでは結構です。

【阿部委員】

事前協議の中で、素案のP20の2番目に「経済活動や科学技術の進展に伴い、景観の乱れが顕著になっている。」というところですが、太陽光発電施設にしぼって考えると、20年経ったら廃棄しないといけないので、すでに10年たっているものもありますが、きちんと管理とかできていないのではないかなと思うのです。それで、よその市町村なんかで、太陽光発電を極力締め出すってような所もあるように聞いてるんですけども、和泉市でも家庭で使う太陽光発電以外に関しては基準を厳しくやって、許可を与えてやるようにしたらどうでしょうか。あちこちでその反射波によって、色んな影響を受けてるっていう市民の方もたくさんおられるわけなんです。それと田や畑っていうか、景観に関するこういったものがすごく阻害されていくっていうか、そういう風な場所も見受けられます。高速道路近辺とか、これから先、特にそういった面を重視していただきたいなと思います。以上です。

【下村会長】

太陽光パネルについては、色々議論がされていて、太陽光パネル設置審議会を作ってい

る市もあります。私も某南の方で委員をやっています。その中で、現行はガイドラインで対応しており、パネルは工作物ですので、市街化調整区域でも建てられるんですよね。某南の市では池の上前面に太陽光パネルを置いたりとか、和歌山県の紀州山脈の南面は太陽光パネルだらけになっています。また、太陽光パネルの自然環境に対する声がある一方で、太陽光パネルは今脱炭素と言ってるんです。政策エネルギーとしては増える一方で、自然破壊につながったり、自然の景観破壊につながったり、両側面の諸刃なんですよ。ですので、積極的にやっていく。基準を作るっていうことも一つですし、ガイドラインで設置基準など、見えにくいようにしてくださいとかっていうふうなことも言えます。設置ができるかどうかというところは景観ではなかなか難しいです

先ほど申し上げたように、設置審議会でそこはダメってなればやっちゃダメなんですよ。ですので、そのあたり、どこまで市として取組んでいくか、開発に関わることで、どこの課でやるかわからないですけど、その中で景観面での配慮っていうのは指導基準というのは今後の課題になろうかと思います。ですけど、設置の可能性があつたりとか、開発許可とか市街化調整区域の中でも森林法とか違う法律が絡んできますので、南面の斜面あたりは要注意です。ただ、今は大学も含めて脱炭素に取り組んでいまして、屋上部分には太陽光パネルという話が出てきており、日本国中の大学では脱炭素に取り組むことが多く、その対応は太陽光パネルです。私たちは屋上緑化してほしいという話をするのですが、パネルの方が多いです。

ですので、それを景観でどう話ししていくかっていうのは大事ではあるのですが、設置規模や斜面の角度や色んな要件を踏まえてゾーニングをしながらですので、いきなり今回ここに設置基準を設けるのは、現段階では難しいです。今後、早く作らないといけないタイミングは出てくる可能性はありますので、念頭においていただきながら、次のステップの際にお考えいただければと思います。

【若本委員】

行為の流れの図なんですけど、真ん中ぐらいに景観形成基準／景観誘導指針に基づく適合審査があるのですが、これ景観誘導指針は関係ないのではないかなと思います。

これ下に進むと最後は罰則まで行くのですが、あくまでもガイドラインみたいなものですので、分けて表現すべきかなと思います。

【事務局】

ご指摘のとおりです。景観誘導指針については罰則等の行為が適用できないというところで、不適切な表現になっているかと思imasので、調整しないといけないと思imas。

矢印の方向を少し変えるとかで対応させていただければと思imas。

【若本委員】

それで良いと思imas。

【下村会長】

大事な点ですので、間違わずに事務局で修正いただくということでお見込みいただいたと思imas。よろしくお願imasします。

【事務局】

はい。

【下村会長】

流れとしては、開発許可申請が出たタイミングで景観の資料も出して回っていただくという理解でよいですか。それとも単独で事業者とやられるのですか。

【事務局】

開発許可とは別の動きになります。開発部局にはこういう制度があるよ。ということをお事業者さんにもお伝えいたきたいと思imasしています。

【下村会長】

ぜひ事業者さんには知らせておく必要がありますね。

【事務局】

開発許可のいろんな部局を回るタイミングでは、景観は対象外ということですか。

【下村会長】

それでは、一つ修正がありましたが、これは事務局一任でこのステップを間違えずに修正いただくということでお見込み頂いたという風に認識します。

それでは、他ご意見ないようですので、議案市民アンケート結果について説明をお願imasいたします。

【事務局】

事務局の左海です。

それでは、「案件 4 市民アンケート結果について」ご説明します。

資料 2 素案 62 ページをお願いします。

今年の 7 月末から約 2 週間、ラインを用いてアンケートを実施しましたところ、約 2,500 件の回答がございました。

調査結果の概要としましては、63 ページの問 4 のとおり、市民の景観に関する関心度の高さがうかがえたものの、満足度に関しては 64 ページの問 5 のとおり、関心度を大きく下回る結果となり、良好な景観形成に向けた取組みが求められていることを確認できます。これらのアンケート結果については、今後の課題として受け止め、関係部署との連携を図るなど、出来るところから取組みたいと考えております。

次に 65 ページをお願いします。問 7「好きな景観スポットを教えてください。」では、光明池緑地の緑道が最も多くの方から選ばれています。問 8「好きな眺望を教えてください。」では、光明池大橋からの眺望が多くの方に支持されていることが分かります。案件 1 で申し上げましたとおり、これら市民アンケート結果を受けまして、光明池周辺を緑と憩いの景観形成拠点に位置付けるものです。

以上で「案件 4 市民アンケート結果について」説明を終わります。

【下村会長】

ご質問ご意見ありましたらどうぞ。光明池を追加した根拠をお示しいただいたということです。これもどれぐらいの頻度で捉えられるかわからないんですが、一つの重要な指標になるのは事実です。見直し時期なのか総合計画の時期なのかは分かりませんが、これの推移は見ていく必要があると思います。重要指標と言われる KPI に近い内容かとも思います。引き続き継続してモニタリングして行ってほしいと思います。

市民アンケートは結果ですので、こういう結果だと認識いただければと思います。

続きまして、報告事項について説明願います。

【事務局】

事務局の左海です。

それでは、「報告 (1) 和泉市景観条例 (素案) について」ご説明します。

報告資料 1 をお願いします。

景観計画の内容をより実効力のあるものとするために、和泉市景観条例を制定いたしま

す。

下線で示しています部分が、他市景観条例との相違点でございます。

参考として、現時点での条例（素案）を添付しておりますのでご覧ください。景観条例につきましては、今後、庁内で調整を行った上で、市議会に提案してまいります。

以上で「報告 1 和泉市景観条例（素案）について」説明を終わります。

【下村会長】

はい。ありがとうございます。これはしっかりと法制部局と調整いただけていると思いますので、何かご意見がありましたらお願いいたします。

届出行為と、審議会とアドバイザーが入っています。違いだけ説明されていましたが、補足は必要ありませんか。届出を要する行為が入っていますが、説明よろしいですか。

【事務局】

届出を要する行為につきましては、大阪府景観条例では、第 1 号建築物、第 2 号工作物のみの規定となっております。今回市独自で 3 号開発行為、4 号屋外の堆積行為を追加しているというところで、相違点ということであげさせていただいています。

【下村会長】

そういうことですね。審議会とアドバイザーはご承知のとおりです。条例は事務局が得意だと思いますので、大丈夫だと思います。

それでは、今後のスケジュールについて事務局説明をお願いします。

【事務局】

事務局の佐原です。それでは、今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

景観計画素案につきましては、今回頂きましたご意見等をもとに案の修正を行い、下村会長と調整のうえ内容を固めてまいります。

その後、来年の 4 月ごろにパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様のご意見を募集し、意見を反映させた原案を、次回の委員会にてお示しいたします。そのため、第 3 回の委員会は令和 5 年 7 月ごろの開催予定でございます。それまでの間は、並行して「ガイドライン作成」に着手することとしまして、専門家の皆様には、再度お集まりいただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

本委員会は次回開催までしばらく期間がありますが、本市景観施策に関する内容について

では、適宜、情報発信・情報提供を行ってまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。以上です。

【下村会長】

スケジュールにつきましては、今回の微修正を加えた上で、パブコメにかけ、来年 7 月ごろに第 3 回目を開催予定ということです。その間、専門家の方にはガイドラインでお集まりいただくことがあるということです。

特に質問はないようですので、これにて、本日予定されている案件は全て終了となりますので、委員の皆様いろんなご意見をありがとうございました。それでは進行を事務局へお返し致します。

【事務局】

委員の皆さま、長時間のご議論ありがとうございました。それでは、これにて令和 4 年第 2 回和泉市景観計画策定委員会を終了いたします。

参考資料 1 につきましては、後ほど回収させていただきますので、お席に置いた状態をお願いいたします。

ありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市景観計画策定委員会 会長 下村 泰彦